

熊本県告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアサービス エイブル 八代市日置町 582 番地 1	有限会社 エイブルヤマト	平成15年1月6日

公 告

熊本県公告第22号

平成14年10月17日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
第8荒尾グリーンプラザビル
熊本県荒尾市西原町三丁目22番地ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成15年1月15日から平成15年2月14日まで

熊本県公告第23号

平成14年8月27日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）サザンスターモール十禅寺
熊本県熊本市十禅寺三丁目69-1ほか
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、設置後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年1月15日から平成15年2月14日まで

熊本県公告第24号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第2項の規定に基づき公告します。

平成15年1月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第1377号	副産植物質肥料	発酵副産肥料1号	窒素全量 ：1.0 加里全量 ：11.0	該当なし	チッソ株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号	平成15年1月9日